

東村山市立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成29年2月23日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市立児童館条例の一部を改正する条例

東村山市立児童館条例（平成2年東村山市条例第18号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 児童館の育成室等のうち一部の育成室等について、その管理を指定管理者に行わせるため、本案を提出するものであります。

東村山市立児童館条例の一部を改正する条例

東村山市立児童館条例（平成2年東村山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第16条に規定する指定管理者をいう。以下この項、第7条第2項及び第3項、第9条第3項及び第4項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。）に管理を行わせる育成室等にあつては、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の使用時間を延長することができる。

第7条中「に入会しようとする者（第12条の2）」を「の入会により育成室等を使用しようとする児童の保護者（第14条）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 延長時間（第5条第2項の規定により指定管理者が延長する使用時間をいう。以下同じ。）において育成室等を使用しようとする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の承認をするにあたり、使用の範囲、期間及び使用時間その他管理上必要な条件を付することができる。

第8条中「一に」を「いずれかに」に、「第12条の2」を「第14条」に改める。

第9条に次の2項を加える。

- 3 第7条第2項の承認を受けた者は、延長時間における育成室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納入しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第14条を第24条とし、第13条を第15条とし、同条の次に次の8条を加える。

(指定管理者による管理)

第16条 育成室等の管理運営は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条第1項第4号に定める事業の実施に関する業務
- (2) 育成室等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 延長時間における育成室等の使用の承認等に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、次に掲げる基準により育成室等を管理しなければならない。

- (1) 関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 育成室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に適切なサービスを提供すること。
- (3) 施設、附属設備及び物品の維持管理並びに修繕を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した使用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に育成室等の管理を行うことができると認められるものを指定管理者に指定するものとする。

- (1) 育成室等の効率的な管理運営ができること。
- (2) 使用者へのサービスの向上を図ることができること。
- (3) 第3条第1項第4号に定める事業の運営に実績があること。
- (4) 地域にある第3条第1項第4号に定める事業を行う団体等と連携できること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定期間)

第18条 指定管理者の指定期間は、5年とする。ただし、再度の指定を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、施設の状況、指定の時期その他の事情により必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者の指定期間によらないことができる。

(指定の制限)

第19条 市長又は東村山市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっている団体は、指定管理者の指定を受けることができない。

(調査等)

第20条 市長は、育成室等の管理運営又は経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第21条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(1) 管理の業務又は経理に関する市長の指示に従わないとき。

(2) 第16条第3項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。

(3) 第17条第2項各号に掲げる指定の基準を満たさなくなったと認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合で、市長が臨時に当該育成室等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長が利用料金額と同額の使用料を徴収する。

(指定管理者の公表)

第22条 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第23条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 第16条第3項各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- (2) 業務の実施に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、育成室等の管理運営に関し必要な事項

第12条の2を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

(利用料金の算定等)

第10条 利用料金は、児童1人につき別表第3の左欄に掲げる利用区分に応じて同表の右欄に定める金額の範囲内において、指定管理者が定める。

- 2 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定めるときは、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、利用料金の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第10条)

利用区分	金額
月を単位とする利用	4,000円
日を単位とする利用	700円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(東村山市立公民館条例の一部改正)

- 2 東村山市立公民館条例（昭和55年東村山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

東村山市立児童館条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(使用時間)

第5条 児童館の使用時間は、午前9時30分から午後5時45分までとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（第16条に規定する指定管理者をいう。以下この項、第7条第2項及び第3項、第9条第3項及び第4項並びに第10条第1項及び第2項において同じ。）に管理を行わせる育成室等 あつては、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の使用時間を延長することができる。

(許可)

第7条 児童クラブの入会により育成室等を使用しようとする児童の保護者（第14条の規定に基づき育成室を使用しようとする者を含む。）は、規則で定めるところにより市長の許可を得なければならない。

2 延長時間（第5条第2項の規定により指定管理者が延長する使用時間をいう。以下同じ。）において育成室等を使用しようとする児童の保護者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認をするにあたり、使用の範囲、期間及び使用時間その他管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童館の使用（第14条の規定に基づく育成室の使用を含む。次条第1項において同じ。）又は児童クラブの入会を制限し、又は取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

旧 条 例

(使用時間)

第5条 (同左)

(許可)

第7条 児童クラブに入会しようとする者（第12条の2の規定に基づき育成室を使用しようとする者を含む。）は、規則で定めるところにより市長の許可を得なければならない。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、児童館の使用（第12条の2の規定に基づく育成室の使用を含む。次条第1項において同じ。）又は児童クラブの入会を制限し、又は取り消すことができる。

(1)～(4) (略)

新 条 例

(使用料等)

第9条 (略)

2 (略)

3 第7条第2項の承認を受けた者は、延長時間における育成室等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納入しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の算定等)

第10条 利用料金は、児童1人につき別表第3の左欄に掲げる利用区分に応じて同表の右欄に定める金額の範囲内において、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、前項の規定に基づき利用料金を定めるときは、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、利用料金の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(児童クラブ費の免除又は減額)

第11条 (略)

(児童クラブ費の不還付)

第12条 (略)

(原状回復の義務)

第13条 (略)

(育成室の開放)

旧 条 例

(使用料等)

第9条 (略)

2 (略)

(児童クラブ費の免除又は減額)

第10条 (略)

(児童クラブ費の不還付)

第11条 (略)

(原状回復の義務)

第12条 (略)

(育成室の開放)

新 条 例

第14条 (略)

(特例)

第15条 (略)

(指定管理者による管理)

第16条 育成室等の管理運営は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条第1項第4号に定める事業の実施に関する業務
- (2) 育成室等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 延長時間における育成室等の使用の承認等に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、次に掲げる基準により育成室等を管理しなければならない。

- (1) 関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 育成室等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に適切なサービスを提供すること。
- (3) 施設、附属設備及び物品の維持管理並びに修繕を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した使用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(指定管理者の指定)

第17条 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

旧 条 例

第12条の2 (略)

(特例)

第13条 (略)

新 条 例

2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に育成室等の管理を行うことができると認められるものを指定管理者に指定するものとする。

- (1) 育成室等の効率的な管理運営ができること。
- (2) 使用者へのサービスの向上を図ることができること。
- (3) 第3条第1項第4号に定める事業の運営に実績があること。
- (4) 地域にある第3条第1項第4号に定める事業を行う団体等と連携できること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定期間)

第18条 指定管理者の指定期間は、5年とする。ただし、再度の指定を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、施設の状況、指定の時期その他の事情により必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者の指定期間によらないことができる。

(指定の制限)

第19条 市長又は東村山市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人となっている団体は、指定管理者の指定を受けることができない。

(調査等)

第20条 市長は、育成室等の管理運営又は経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

旧 条 例

--

新 条 例

(指定管理者の指定の取消し等)

第21条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 管理の業務又は経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第16条第3項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- (3) 第17条第2項各号に掲げる指定の基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合で、市長が臨時に当該育成室等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長が利用料金額と同額の使用料を徴収する。

(指定管理者の公表)

第22条 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第23条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 第16条第3項各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項

旧 条 例

新 条 例

- (2) 業務の実施に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、育成室等の管理運営に関し必要な事項

(委任)

第24条 (略)

別表第3 (第10条)

利用区分	金額
月を単位とする利用	4,000円
日を単位とする利用	700円

附則第2項 (東村山市立公民館条例の一部改正)

別表第2 (第12条)

(1) (略)

(2) 施設別使用料

施設区分		1使用区分の使用料
(略)	(略)	(略)
東村山市 立富士見 公民館	(略) 東村山市立児童館条例 (平成2年東村山市条 例第18号)第15条第 1項の規定により使用 する施設	
(略)	(略)	

備考 (略)

旧 条 例

(委任)

第14条 (略)

附則第2項 (東村山市立公民館条例の一部改正)

別表第2 (第12条)

(1) (略)

(2) (同左)

施設区分		1使用区分の使用料
(略)	(略)	(略)
東村山市 立富士見 公民館	(略) 東村山市立児童館条例 (平成2年東村山市条 例第18号)第13条第 1項の規定により使用 する施設	
(略)	(略)	

備考 (略)

新 条 例

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(東村山市立公民館条例の一部改正)
- 2 東村山市立公民館条例（昭和55年東村山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

旧 条 例